

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくは
その用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <table border="0"><tr><td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td><td>誘導施設を有する建築物の新築</td></tr><tr><td>建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</td></tr><tr><td>建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</td></tr></table> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名</p>		{	誘導施設を有する建築物の新築	建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為	建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為
{	誘導施設を有する建築物の新築				
	建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為				
	建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為				
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積					
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途					
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途					
4 その他必要な事項					

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。